

生徒・保護者様

千葉県立袖ヶ浦高等学校長

就学支援金支給に係る継続の所得審査について

就学支援金制度の申請につきましては、令和7年度の継続審査を下記のとおり行いますので、ご確認をお願いいたします。

記

1 就学支援金を現在受給中の場合

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、**継続届出欄の『継続意向登録』**ページで意向の確認・登録をお願いします。

(1) 保護者等情報の変更（保護者の増減等変更がある場合）について

受給状況	保護者の増減等変更が ある 場合	保護者の増減等変更が ない 場合
通常の就学支援金 を受給している方	①あります。(②以外の理由)を選択してください。 ➡続けて『保護者等情報変更届出』を行います。変更内容を入力のうえ提出してください。	③ありません。を選択してください。 ➡以下(2)～(4)を参照してください。
就学支援金(家計急変) を受給している方	<p>《家計急変状態が継続している場合》</p> ②あります。(家計急変)を選択してください。 ➡続けて『保護者等情報変更届出(家計急変)』を行います。変更内容を入力のうえ提出してください。 <p>《家計急変状態が解消している場合》</p> ①あります。(②以外の理由)を選択してください。 ➡続けて『保護者等情報変更届出』を行います。変更内容を入力のうえ提出してください。	③ありません。を選択してください。 ➡続けて『収入状況届出(家計急変)』を行います。 「家計急変支援申請の手引き<申請者配付用>」に沿って手続きを進めてください。

※今回新たに「マイナンバーカードを使用して課税情報を取得する場合」や「マイナンバーを提出する場合」は「**あります**」を選択してください。

(2) 前回審査でマイナンバーカードを使用して税額等を取得し、審査を完了した方

➡続けて『収入状況届出』を行います。前回の審査と同様に、マイナポータルから税額を取得のうえ提出してください。

(3) 前回審査でマイナンバーをオンライン上もしくは紙で提出し、審査を完了した方

➡保護者等情報に変更事項が無い場合は、継続意向登録のみで手続きが完了します。

(4) 前回審査で課税証明書類等を紙で提出し、審査を完了した方

今回も課税証明書類で審査を行う場合は、続けて『収入状況届出』を行います。
届出内容を確認・入力の上提出してください。

2 就学支援金を現在受給していないが今回申請する場合

・就学支援金オンライン申請システムにログインのうえ、**新規申請画面内の『意向登録』**ページで意向を登録のうえ『**受給資格認定申請**』から申請してください。

3 臨時支援金の申請について

・令和7年度は、国で「**所得制限のない授業料無償化**」の実現に向けて、「高校生等臨時支援金」という補助金制度を国が創設しました。就学支援金に該当しないと判定された場合に臨時支援金が認定され、授業料の支払いが不要となります。収入状況届出、受給資格認定申請の入力後（※1-(3)の方のみ継続意向登録後）に「臨時支援金申請」のボタンが表示されますので、必ず押下していただき、全員が申請を行ってください。

※就学支援金オンライン申請システムのログインID・パスワードが分からない方は事務室までご連絡下さい。
※やむを得ない事情により紙申請を希望する場合や、オンライン申請を使用し、別途紙で提出する書類がある方は、申請様式等、該当する書類をお渡し致しますので、事務室までご連絡下さい。